

流山市国民健康保険運営協議会（平成26年度第3回）会議録

- 1 日 時 平成26年10月29日（水）午後1時30分
- 2 場 所 流山市役所第1庁舎3階庁議室
- 3 招集日 平成26年9月25日
- 4 出席委員
武笠 高士、沖山 修、渡辺 政子、金森 弘行、
椎名 和彦、横田 勝正、大塚 宗一郎、平泉 君江、
秋元 篤司、鈴木 孝夫、平井 賢俊、前田 良助
- 5 欠席委員
若菜 幸二
- 6 事務局
湯浅市民生活部次長、今野高齢者生きがい推進課長
根本国保年金課長補佐、高崎国保年金課長補佐
岩本賦課給付係長、吉野収納係長
- 7 傍聴者
3名
- 8 議題
(1) 人間ドック・脳ドック助成制度の改正について
- 9 配付資料
(1) 人間ドック・脳ドック助成制度の改正骨子（案）
(2) 人間ドック標準検査項目（案）
(3) 脳ドック標準検査項目（案）
(4) 脳ドック利用に対する費用助成導入及び人間ドック利用助成金の改正について
- 10 会議時間 開会 午後1時30分
閉会 午後2時20分

議事内容

（事務局）

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。
開会前に配布資料の確認をさせていただきます。

（配布資料の確認）

次に、事務局からお願いを申し上げます。本日は会場の都合上マイクの使用はできませんが、会議録の作成上、発言の前には必ず委員名を述べてから発言をお願いいたします。

それでは、只今から平成26年度第3回国民健康保険運営協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いします。

(会長)

委員の皆様方には、公私共に大変ご多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は事前にご通知申し上げたとおり、第2回運営協議会で市長から諮問された「脳ドックに対する費用助成導入及び人間ドック利用助成金の改正」について、前回に引き続き審議してまいりたいと思えます。前回、委員の皆様からの多くのご意見や質疑を受けまして、事務局と医師会とで協議を重ね、再度、骨子(案)を練り上げました。

来年度の予算要求の時期を鑑みますと、本日の会議で出来るだけ答申(案)まで纏めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(事務局)

続きまして、市民生活部次長よりご挨拶申し上げます。

(市民生活部次長)

本日は、市民生活部長からご挨拶をさせていただくところですが、所用がありまして本日出席できません。誠に申し訳ございません。

本日皆様におかれましては、お忙しい中、人間ドック、脳ドック助成という事でイレギュラーな回ということでお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

前回の皆様方の協議を受けまして、医師会或いは実施医療機関とこれまで皆様からの意見をいただいて協議をしてまいりました。その内容については後程ご報告させていただきますが、皆様に更に深く協議をしていただきまして、先程会長からもありましたが、できれば本日の会議の中で、答申(案)までいただければと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

．．．．．傍聴者入室（３名）．．．．．

（事務局）

協議会の議長は、流山市国民健康保険規則第６条の規定により、会長となっております。会長、よろしくお願いいたします。

（議長）

それでは、これから議事に入りたいと思います。只今の出席委員は、１２名でございます。よって、定員数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

次に、傍聴の関係ですが、３名の方から、傍聴したい旨の申し入れがございます。議長において、これを許可しましたのでご了承願います。

それでは、議題の「脳ドック助成・人間ドック助成制度の改正」について、事務局の説明をお願いします。

（事務局）

前回８月２１日の運協での議論を踏まえまして、９月１０日医師会理事会で報告、９月１９日、１０月１７日の２度にわたる医師会開催によるドック関係医療機関との協議を経て、前回運営協議会で提案した内容と変更点がありますので、前回の議論を整理したうえで、変更点について報告させていただきます。

前回の協議をまとめますと、議題として、脳ドックに対する費用助成導入及び人間ドック利用助成金の改正の２点について諮問させていただきましたが、まず、脳ドック費用助成の導入については異論がなく賛同いただいているものと考えております。

ただし、脳ドック助成については３年に１回の検査を提案させていただきましたが、複数の委員から毎年の受診ができないかという意見がありました。

また、脳ドックについて、胃腸系の検査がないことなど、人間ドック検査の継続性から脳ドック単独だけではなく、人間ドックにMRI、MRAのオプション追加ができるようにとの意見も複数あったところです。

助成額の引き下げにつきましては財政事情を考慮し、やむを得ないとの意見が多数であったと思いますが、長期的な視野から医療費の削

減が可能であれば、助成費用が少しかかったとしてもやむを得ないのではという意見もありました。

こうした運営協議会の意見を考慮しながら、医師会及び医療機関と協議をしてきましたが、その内容として改めて実施の骨子案及び検査項目を作成したところです。

お配りした、人間ドック・脳ドック助成制度の改正骨子（案）をご覧ください。

医療機関については、これまでどおり、医師会の推薦に基づき市内の医療機関で実施するものとし、1年度において助成を受けることができる健診は、下記の、
、
で行った健診のいずれか一つの健診とします。

として人間ドックを単独で実施する医療機関として、横田医院他
ご覧の4医療機関とします。

として脳ドックを単独で実施する医療機関として、流山中央病院
他3医療機関とします。当初、流山中央病院と小野クリニックとして
いましたが、新たに千葉愛友会記念病院と東葛病院が実施可能と手を
挙げていただきましたので、追加いたしました。

として人間ドックにMRI・MRAの2項目をオプションで追加
が可能な医療機関とし、流山中央病院、千葉愛友会記念病院、東葛病
院の3病院を追加しました。これは、運協で脳ドックだけだと胃腸系
の検査がなく、健診の継続性が失われるとの意見を考慮して追加した
ものです。

なお、運協では脳ドックやMRI・MRAの併用について、毎年受
診できるようにとの意見がありましたが、医師会や専門医の意見を聞
くと、毎年受診の必要性はなく、3年ぐらいの間隔での受診が適当と
の意見をいただいたことから、脳ドック及びMRI・MRAの併用に
ついては、国保財政との関係も考慮し、3年間隔での助成とさせてい
ただきたいと考えております。

助成対象年齢については、人間ドックはこれまでどおり、35歳以
上とし、脳ドックについては、実際の発症年齢を考慮し、40歳以上
とします。よって、人間ドックにMRI・MRAを併用する場合は、
人間ドックは35歳から受けられますが、併用は40歳からとなります。

さて、助成額についてですが、従来の助成は費用額43,200円
の7割助成とし、30,240円を助成し、残り12,960円を自

己負担としていましたが、前回の運協で助成額を20,000円としたい旨提案させていただきました。これは、東葛管内では、我孫子市が7割助成であるものの、松戸市が15,000円、柏市が10,000円であり、船橋、鎌ヶ谷、浦安、野田市などでドック助成を行っていないことから、こうした状況を考慮し、20,000円の助成額として提案したところでありました。

これについて、運協では、財政事情を考慮しやむを得ないとの意見が多数であったと思いますが、長期的な視野から医療費の削減が可能であれば、助成費用が少しかかったとしてもやむを得ないのではという意見もありました。

助成額の引き下げについては、利用者の負担ということにつながり、保健事業の推進と保険財政とのバランスをどう図るかということがあります。また、東葛管内だけではなく、千葉県全体のなかではどうかということもあります。こうした点を考慮し、人間ドック・脳ドックともに助成額を定額の25,000円としたいと思い、改めて提案させていただきます。

さらに、検査項目について、これまで一律に定め、費用も一律にしてきましたが、標準検査項目を決めたうえで、これを最低基準とし、あとは、医療機関ごとに検査項目を自由に設定すること、また、その費用額についても医療機関との覚書により個々に設定します。

お配りした標準検査項目の資料をご覧ください。標準検査項目については、医療機関と協議し、この項目になる予定ですが、人間ドックについては、2回目以降の検査に腫瘍マーカーを入れるなど、これまでの内容をより充実させた内容となっております。また、脳ドックについては、脳ドック学会の推奨を参考にMRI検査については、4種検査を5種検査に充実させているなど工夫しているところで、単に助成額を減額するのではなく、利用者の利便性の向上も図ったところです。

費用額については、今後、医療機関で算定されるものと思いますが、検査項目の自由化により、利用者の負担増を抑制できるものと考えています。

なお、人間ドックにMRI・MRAをオプションで追加する場合の助成額については、25,000円に5,000円を追加し30,000円とするものです。

事業の実施については、これまで3月中旬に広報誌で人間ドック申

請受付をしていましたが、事業の改正があり、また、予算関係があることから、議会での議決後の周知ということもあり、周知及び医療機関での混乱について十分配慮する必要を感じています。そこで、実際の受診の開始は5月以降なども考慮したいと思います。

以上、よろしくご協議いただくようお願いいたします。

(議長)

只今、事務局から「脳ドック助成・人間ドック助成制度の改正骨子(案)」について説明がございましたが、説明について質問等ございましたらお願いを致します。

委員どうぞ。

(委員)

新しい制度になって中身も良くなっていると思いますが、それによって受診される方は、何名ぐらいを想定していますか。

国保の場合特別な会計があって、当初の予算をオーバーして一般会計から繰入金を入れると。私に言わせればちょっと姑息な手段をやっているのではないかなという気がするのですが。これによって費用がかなり大幅にかかるということであれば、あまり良くないという気がして質問しました。

(事務局)

委員からの只今の質問ですが、脳ドックの関係に合わせて助成額の引き下げを提案させていただきましたのは、実はその部分もございません。人間ドックの助成額につきましては、毎年500万円程上がっておりまして、一般会計から繰出金が出ているという状況で、国保の被保険者にドックの助成をしていくという所が一つ問題点があったと認識しています。平成25年度の実績値で1,400名ほどいらっしゃいまして、毎年200名ほど上がっているのが実情です。人間ドックの検査項目が充実しているということもあって、受診する方が増えているという所もあるかと思えます。保健事業を進めなければならないという所もあるんですが、一方では国保の財政上一般会計からの繰入金をいただいている、人間ドックの助成額が毎年増加しているという状況があって、これをいかに抑えるかというところがありまして、今回は助成額を申し訳ありませんが引き下げという事をお願いしたいと

考えております。

金額については、出来れば25年度の決算値に収まる範囲であればと考えておりますが、流山の場合は予算の範囲で総てという事は考えておりませんので、申込があれば総て助成をしていく方向で考えております。出来るだけ抑えていきたいという考えと、保健事業として充実させたいという気持ちのバランスの中でやらせていただいているというのが実態です。

(委員)

私は基本的にこの内容で賛成ですが、色々ネットで検索してみたら、先着何名とか、期間を限定して募集するとか、そういった形のことは考えましたか。

(事務局)

今回の改正の中では、そこまでは考えておりません。

流山市には補助金審議会がありまして、先程ご説明しましたが、国保としては一般会計から繰入金をいただいているという状況の中で、その助成金に対して何らかの改正をとというのが補助金審議会の方向でもあります。今回は5千円程助成額を引き下げることがありますが、今後の支出の状況によっては、委員おっしゃるような期間を限定するとか、予算の範囲内で先着何名とかという事も一つの方法として出てくる可能性はあるということも考えられます。

(委員)

脳ドックについて申し上げたいと思います。

脳ドックにつきましては当協議会において、長年に渡り何回となく協議をされてきた経緯がございますが、結論には至らず、先送りとなり懸案事項とされてきたところです。

先送りされた理由として、一つには脳ドックは費用が高額で費用が高む。また、国保財政が逼迫し、財源確保は大変厳しいということ。

二つには協議された中で、脳疾患が疑われる場合は、例えば、頭が痛いといえは当該医療機関において、保険適用でMRI、MRAの画像診断が受けられるので、敢えて脳ドックを国保保険者負担で受けられるようにしなくても良いのではないかという意見等もありました。

昨今、脳卒中、脳出血等について、マスコミ等で大々的に取り上げ

られております。そのことによって、この病気に対して非常に関心度が高くなってきているのも事実でございます。人間ドックは既に実施されておりました、定着をしておりますが、新たに新規事業として脳ドックが制度化され、受けられるようになれば市民にとってありがたいことではございますが、問題は被保険者が負担する額でございます。被保険者にとっては、負担が少なければ少ないほどいいわけですが、国保から助成する額は、財源とにらみ合わせて決めていくわけでございますので、当然限度があります。そこで当局が再度提示された案でございますが、特に脳ドックについて申し上げますと、当協議会で議論した助成額や実施時期等は、意向にはそぐわない面もございますが、この案は当局が十分精査の上、最大限努力した結果と判断し、現段階では提案内容を評価しつつ、脳ドックが受けられるようになった事は、国保事業として大きな前進でございます。従って、この案でやむを得ないと思います。

(議長)

他にいかがでしょうか。

(委員)

一つ説明させてください。

今までの人間ドックでは毎年受ける方がいらっしゃいますが、毎年同じような検査しかできませんでした。それを、一度受けたらもう二度とその検査を受けなくても良いというものをピックアップいたしました。その点数を他の検査で補えないかという事で、腫瘍マーカーを導入いたしました。検査項目も少しずつ変わりますから、保険から除外された検査もありましたので、今風に合わせようという事で、アレンジしたのが今回提案している標準検査項目です。

呼吸関係でも、どうしても慢性気道の閉塞性の疾患が年配になりますと心配なものですから、呼吸機能検査もレベルアップした段階のもので提案しております。それから、広く全体に見つかるものは見つけてあげたいということで、免疫的なものも少し提案しております。

トータル的には、この前の提案で43,200円プラスちょっとくらいの費用でトータルを計算できると思います。ですからイメージ的には内容を充実して、それを個々に医療機関で説明しますと、受ける方には納得していただけるような形になったのではないかと自負して

おります。

やはり7割給付が自由化されて、どのように各医療機関でドックを進めていくか。あくまでもドックは自由診療になっておりますから、医療機関で独特にそれを取り入れる自由も含ませなければならない。脳ドックも兼ねますと、保険点数にしますと、MRIとMRAをやりますと4万円くらいかかります。しかし、7万の所もあります。8万の所もあります。それは機種が新しければ新しいほど高額になる場合もあります。一回で済ませようと思えば、新しい機種の方が分かり易いです。しかし、古い機種の場合はもう一度精密検査をやりたいという事で、次に渡る場合もあります。そういう保険点数の原点を取り入れながらの計算しますと、これくらいが皆さんに受け入れられるのかなと、自由化もそろそろしていかなければならない。ということで、自由選択制を取り入れながら、基本的にはこれが標準検査、プラスは自由というのを取り入れたのが、ちょっと辛かったです。これでいいというのが今まででしたけれども、あまりにも検査項目にしる要求が幅広くなりましたから、それでこういう形で私の方も、行政に提案させていただきました。

(議長)

他にございますでしょうか。

(委員)

この標準検査項目ですが、今拝見しまして、私も以前受けたことがあるのですが、すごい充実してます。素晴らしい項目になりました。

(委員)

一回目で2度やる必要が無いという検査項目がありましたから、それは無駄でしょうという事で、その点数を別な方に振り分けると有効利用できるという事で、提案させていただきました。

(議長)

他にございますか。

委員どうぞ。

(委員)

このたび人間ドックと脳ドックの検査項目について、委員からお話がありましたけれども、かなりこれまでの検査項目の見直しをして新たなものを入れたり、新たにこういう制度を作っていくということで、医師会と行政側でこういう形で協議をされて、出されてきたという事は非常に素晴らしい事と思っております。

先程、委員からもお話がありました様に、脳ドックについては長年の懸案事項でありまして、この委員会の中でも色々と協議をしてきたわけですが、中々医療機関の数であるとか、金額の問題であるとか、そういったことを踏まえながら色々議論をしてきた経緯があるわけですが、今回人間ドックの医療機関については5医療機関であるとか、MRI,MRA をオプションで付けるとか、そういった形で内容も充実してきた、検査機関も充実してきたという事だろうと思えます。

やはり先程他の委員さんからもお話がありました様に、国保は特別会計ということで、足りない分は一般会計から補うというような所もありまして、それを少しでもということで色々議論してきた点もございしますが、こういう形で助成額をある程度内容に見合うような助成金額を限度額にしたということで、国保財政についても考慮している内容ではないかと思えます。現段階において色々検討した結果、委員からもありましたが、これが現段階でのベストの内容ではないかと思えます。

いずれにしましても、今回のこの骨子内容について進めていただければ、我々市民としてもありがたいと思えます。

(議長)

他に発言されていない方、いかがでしょうか。

副委員長いかがですか。

(副委員長)

今までの長年の懸案という事で、市民の皆さんが有益な事が出来るという事を進めることが重要であると思えますので、私的には大変良い内容であるし、何かあれば今後も検討していくという意味では、現段階ではこれが良いと思えます。

(議長)

ありがとうございます。

他にどなたかいらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。反対という方はいらっしゃいませんか。

私議長ですけれど、私もですね市民の要望に沿ってどう実現していくかという観点からすれば、100%ではないかもしれませんが、取り敢えず導入を優先して、これで推進していくのが良いのかなど、私個人としてはそう考えております。

他にご意見よろしいですか。

(委員)

いわゆる国保の保険者は現在市区町村になっているわけですが、近いうち県単位に移行するという事になっているわけですが、そうしますと房総の方では高額の財政負担をしている所が多いみたいです。各市色々な違いがあります。例えば流山市民が県単位化になった場合、自己負担が増えるという風になった場合はショックと言いますか、その辺をアピールしておかなければならない気がします。

(事務局)

今の委員がおっしゃった件につきましては、平成29年度に国の方は、今保険者が市町村レベルになっておりますが、県単位化ということで広域化を図りたいということが、法案として出される予定となっております。

平成27年度に法案が出されて29年度から実施という事でのプログラム法案ということで決まっております。

ただ、財源の関係等でもめているところで、果たして29年度から実施されるかという事はちょっと危ういところがあります。

委員がおっしゃった部分ですが、人間ドックの事業自体は保健事業の一環としてやらせていただいています。

県単位化になったときに保健事業がどういう位置づけになるかという、各市町村の独自の判断の中でやるという事で、保健事業については市町村で実施するということが元々決まっています。ただ、財源の部分については、県の方でやることとなりますので、事業として沢山掛かった部分について保険料をどうするのかというところが、今後議論になってくるかとは思いますが、保健事業の部分については、現時

点では各市町村に事業が任されているという状況です。

(議長)

他にご意見等ございますでしょうか。

それでは、本日の議論で不足する部分もあるかもしれませんが、事務局において答申(案)を作成しましたので、内容について委員の皆様にお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

．．．．．異議なしの声．．．．．

(委員)

事務局にもう一度確認したいのですが、この文章(人間ドック標準検査項目(案))の下から3行目。

以前の行政から渡された用紙の記入にはこういう文面は無いです。

ですから今までのドックの用紙のそのままを書かれないと、これとこれの違いはどうなのということでもた議論の的になります。

フローボリュームカーブと肺気量分画測定の削除というのは、既存の文章を削除し、これを推奨しますよという事にしないと。

私はこの文章は初めてです。

このままいくと誤解を招きますので、今確認をしている訳です。

(事務局)

委員からご指摘の点ですが、検査項目については再度、医療機関と協議させていただきます。今日の段階では検査項目についてまで審議会の中で決めていくとは考えておりませんので、また内容については委員とご相談させていただきます。

(議長)

よろしいでしょうか。

それでは事務局お願いします。

(次長)

答申(案)について読み上げる。

(議長)

只今、事務局の方から答申（案）について読み上げていただきましたが、この（案）についてご意見等ありますでしょうか。

（委員）

一番下なのですが、平成26年度流山市国民健康保険運営協議会委員ということで委員の名前が羅列されていますが、今までこういったことは無かったです。会長名で市長に諮問し答申するわけですが、これは何か意図があるのでしょうか。

（事務局）

委員さんの総意という形で答申を出させていたきたいということで、委員さんの名前を挙げさせていただきました。

（委員）

分かりました。

（議長）

他にいかがですか。

（委員）

確かに今委員おっしゃったように、諮問答申においては、あくまでも市長から国保運営協議会の会長宛に諮問し答申をするという事ですから、ここまで運営委員の名前を羅列して挙げる必要はないと思います。

委員の意見に賛同したいと思います。他の委員さんのご意見を承りたいと思います。

（議長）

この委員全員の名前を答申に入れるかどうかという事でございますが、他にどなたかご意見ありますでしょうか。

入れないという事でよろしいですか。

．．．．．異議なしの声．．．．．

（議長）

それでは、委員全員の名前は入れないという事で。

他に何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、只今事務局から示されました答申（案）については、文言の修正は多少あるかとは思いますが、医師会と専門的な知見を十分考慮しながら作成してございますので、引続き検査項目等につきましては継続して審議していくという事で、文言等を修正するという事については、事務局に一任するという事でよろしいでしょうか。

．．．．．異議なしの声．．．．．

（議長）

それではこの（案）で皆さんの賛同を得ましたので、よろしくお願い致します。

（事務局）

ありがとうございます。

答申書につきましては正式なものが出来次第、会長にご確認をいただいた後、委員の皆様にご通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、市長への答申は会長からの手渡しということで考えておりますが、こちらにつきましても後日ご報告させていただきます。

（議長）

それでは以上をもちまして平成26年度第3回国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。